

平成20年に実施される社会教育調査の改正内容

1. 調査の新設及び調査対象の追加等

<旧>

<新>

平成17年度

平成20年度

① 社会教育調査(指定統計第83号
を作成するための調査)社会教育調査(指定統計第83号
を作成するための調査)

1 社会教育行政調査

1 社会教育行政調査

2 公民館調査

2 公民館調査

3 図書館調査

3 図書館調査

地方公共団体の首長部局所管の「図書館同種施設」を調査対象に追加する。

4 博物館調査

4 博物館調査

従来、承認統計調査で対象としていた「博物館類似施設」を調査対象に追加する。

5 青少年教育施設調査

5 青少年教育施設調査

独立行政法人及び地方公共団体の首長部局所管の施設を調査対象に追加する。

6 女性教育施設調査

6 女性教育施設調査

独立行政法人及び地方公共団体の首長部局所管の施設を新たに調査対象に追加する。

7 社会体育施設調査

7 体育施設調査

従来、承認統計調査で対象としていた「民間体育施設」及び独立行政法人所管の施設を調査対象に追加し、調査の名称を「社会体育施設調査」から「体育施設調査」に変更する。

② 生涯学習・社会教育施設調査
(承認統計調査)

i 博物館類似施設調査

ii 民間体育施設調査

iii 文化会館調査

8 文化会館調査(新規)

従来、承認統計調査で対象としていた「文化会館」を対象とする調査を新設する。

9 生涯学習推進センター調査
(新規)

地域における生涯学習を推進するための中心的機関である「生涯学習推進センター」を対象とする調査を新設する。

※ 生涯学習・社会教育施設調査(承認統計調査)を社会教育調査(指定統計調査)に統合

2. 調査事項等の改正

主な改正内容

1 行政課題に的確に対応した基礎資料を整備する観点からの見直し

- (1) 施設の老朽化、耐震化に対応するため、施設の建築年・建築物の構造別の状況を把握する項目を追加
- (2) 生涯学習社会の実現に向けて、公民館や生涯学習推進センターの在り方を検討するため、提供する学級・講座の学習内容別区分を細分化し(6→80種類)、事業内容・利用状況を詳細に把握するとともに、指導者養成を把握する項目を追加
- (3) 社会教育・生涯学習を支えるボランティア活動を振興するため、ボランティアの活動内容を把握する項目を追加

2 オンライン調査の導入

政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを活用したオンライン調査の導入

3 集計事項の変更

調査結果の多様な分析及び利用等の資するため、市町村別に集計する調査事項の対象範囲の拡大等を行なう。